

| |
|---|
| <p>(1) 指宿市 その他の社会福祉法人は、私立幼稚園。規模別学童保育数は、私立幼稚園2園が自主事業として運営しており入所児童数の把握ができていない。(私立幼稚園の1園は、校区に1つしか行政が認めない)とのことで、国県対象事業申請はできていない)とのこと。もう一つの幼稚園は毎日の利用が2～3人、6時まで預かってくれる塾に流れている。行政担当は10人以下なので補助金事業申請しても受けてくれない。</p> <p>(2) 瀬戸内町 開設場所のその他は教会敷地内</p> <p>(3) 薩摩川内市 開設場所のその他は教会敷地内</p> <p>(4) 日置市 運営形態日法人等その他の他は、宗教法人。開設場所その他自治体所有の施設は、社会総合福祉センター。</p> <p>(5) 湧水町 開設場所のその他自治体所有施設は、いきいきセンター「くりの郷」。</p> <p>(7) 南さつま市 開設場所のその他は、NPO法人「HAS療育センター」。</p> <p>(7) 出水市 開設場所の自治体所有施設は、生活改善センター。その他の施設は、私立幼稚園。</p> <p>(8) 串島町 開設場所のその他学校施設は、図工室。</p> <p>(9) さつま町 開設場所のその他自治体所有の施設は、旧公立幼稚園。</p> <p>(10) 知名町 開設場所のその他自治体所有の施設は、旧教員住宅。</p> <p>(11) 中津子町 開設場所のその他は、学校法人こだま学園野間幼稚園。</p> <p>(12) 南九州市 開設場所のその他は、私立幼稚園、私立幼稚園。</p> <p>(13) 伊佐市 運営主体のその他は市の単独事業(人数に応じて人件費相当部分を補助している)。運営主体のその他は、認可外保育園。開設場所のその他自治体所有の施設は、老人ホーム、校区公民館等。開設場所のその他は、幼稚園、認可外保育園、JA。</p> |
|---|